7　前条第六項から第九項までの規定は、第五項において準用する第三十八条第五項の規定により課税上の取扱いに関する申立てが行われたと認める場合における国税庁長官の通知について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| 第六項 | 前条第五項 | 次条第五項において準用する前条第五項 |
| | 第六十六条の四第二十一項第一号又は第六十八条の八十八第二十二項第一号 | 第四十条の三の三第十六項第一号（同法第四十一条の十九の五第十三項において準用する場合を含む。） |
| | 法人税額の課税標準とされた所得又は連結所得に係る個別所得金額 | 所得税の額（当該課税上の取扱いに関する申立てに係る第三十二条第一項の国税庁長官の確認の対象となるものに限る。第八項において同じ。）の計算の基礎となつた所得 |
| | 対象法人の | 事業税の納税義務者の |
| | 対象法人に | 納税義務者に |
| 第七項 | 前条第五項 | 次条第五項において準用する前条第五項 |
| | 対象法人 | 事業税の納税義務者 |
| 第八項 | 法人税額の課税標準とされた所得又は連結所得に係る個別所得金額 | 所得税の額の計算の基礎となつた所得 |
| | 対象法人 | 事業税の納税義務者 |

（外国の租税に関する権限のある機関への情報提供）

**第四十一条**　財務大臣は、外国の租税に関する権限のある機関に対し、その職務（租税に関する法令に規定する国税庁、国税局若しくは税務署若しくは国税不服審判所又は道府県若しくは市町村の職務に相当するものに限る。以下この項において同じ。）の遂行に資すると認められる租税に関する情報（当該外国の租税に関する法令の運用又は執行に関連するものに限る。）の提供を行うことができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　当該外国の租税に関する権限のある機関が、我が国が行う当該情報の提供に相当する情報の提供を我が国に対して行うことができないと認められるとき。

二　我が国がこの項の規定により提供する情報について当該外国において秘密の保持が担保されていないと認められるとき。

三　我が国がこの項の規定により提供する情報が、当該外国の租税に関する権限のある機関の職務の遂行に資する目的以外の目的で使用されるおそれがあると認められるとき、又は当該外国の租税に関する権限のある機関が行う犯則事件の調査に使用されるおそれがあると認められるとき。

四　当該情報の提供を行うことが、租税に関する法令の適正な執行に支障を及ぼし、その他我が国の利益を害することとなるおそれがあると認められるとき。

五　当該外国の租税に関する権限のある機関から当該情報の提供の要請があつた場合にあつては、当該外国の租税に関する権限のある機関が当該要請に係る情報を入手するために通常用いるべき手段を用いなかつたと認められるとき（当該手段を用いることが著しく困難であると認められるときを除く。）。

2　前項の規定により提供される情報については、当該情報が外国の刑事事件の捜査又は審判に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

（道府県及び市町村に関する規定の都及び特別区への準用）

**第四十二条**　この章の規定のうち、道府県に関する規定は都について、市町村に関する規定は特別区について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「道府県」、「道府県民税」又は「道府県知事」とあるのは、それぞれ「都」、「都民税」又は「都知事」と、「市町村」、「市町村民税」又は「市町村長」とあるのは、それぞれ「特別区」、「特別区民税」又は「特別区長」と読み替えるものとする。

2　地方税法第七百三十四条第二項の場合において、同項第二号に掲げるものについては、前項の規定にかかわらず、同号に掲げる税を合わせて一の税とみなして、第十五条第十九項、第十六条第六項から第八項まで、第二十九条第二項並びに第三十八条第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| 第十五条第十九項第二号及び第十六条第六項 | 第五十一条第一項又は第三百十四条の四第一項 | 第七百三十四条第三項において準用する同法第三百十四条の四第一項 |
| 第二十九条第二項 | 市町村は | 都は |
| | 当該市町村内 | 都内 |
| | 市町村民税 | 都民税 |
| 第三十八条第三項 | 市町村長 | 都知事 |
| | 当該市町村 | 都 |

（実施規定）

**第四十三条**　この章に定めるもののほか、この章の規定の実施及びこれらの規定の適用に関し必要な事項は、総務省令、財務省令で定める。

**第三章**　国際運輸業に係る所得に対する所得税等の非課税

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

**第九条**　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第八項中「限度税率を」の下に「地方法人税法第十条第一項の税率と」を、「標準税率」の下に「との合計」を加える。

（租税特別措置法の一部改正）

**第十条**　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条の六」を「第二十九条の四」に、「国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人」を「国家戦略特別区域における指定法人」に、「認定農業生産法人等」を「認定農地所有適格法人等」に、「第六十六条の四の三」を「第六十六条の四の五」に、「国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人」を「国家戦略特別区域における連結法人である指定法人」に改める。

第四条第一項中「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この章において同じ。）」を「及び住所」に改める。

第四条の五第三項中「個人番号」の下に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この章において同じ。）」を加える。